

平成20年第6回辰野町議会定例会議録(14日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 平成20年12月16日 午後2時開議

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

5. 会議事項

日程第1 議案第4号 平成20年度辰野町一般会計補正予算(第6号)

日程第2 議案第5号 平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)

日程第3 議案第11号 平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第14号 平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第15号 城前橋改築工事委託に関する協定の変更について

日程第6 議案第19号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第7 議案第20号 調停において合意する件

日程第8 請願・陳情についての委員長報告

日程第9 議員提出議案の審議について

発議第1号 介護労働者の処遇改善を求める意見書

発議第2号 所得割重視の国保税(料)を求める意見書

発議第3号 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書

発議第4号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書

発議第5号 共済法制定を求める意見書

日程第10 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	平泉 栄一	まちづくり政策課長	小沢 辰一
住民税務課長	野沢 修一	保健福祉課長	井口 敬子
産業振興課長	松尾 一利	建設水道課長	根橋 正美
会計管理者	加島 範久	教育次長	白鳥 義政
病院事務長	荻原 憲夫	福寿苑事務長	金子 文武
開発公社常務理事	竹淵 光雄	消防署長	丸山 均
両小野国保病院 事務長	増沢 秀行	社会福祉協議会 事務局長	林 龍太郎

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	飯 沢 誠

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 8 番	船 木 善 司
議席 第 9 番	三 堀 善 業

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

定足数に達しておりますので、第 6 回定例会第 14 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 4 号平成 20 年度辰野町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

○船木（8 番）

それでは 3 点お尋ねしたいと思います。いずれも保健福祉課に該当するのかなあというふうに思いますけれども、まず 13 ページここにですね老人福祉費の補助金と

して赤羽それから下辰野地区介護予防空間整備事業というふうにあります、下辰野が1,050万という額でありますけれども、この介護予防施設の改修に伴う上限というのはどのくらいが上限なのかまずそれが1点、それから2点目がですね18ページに太陽電気の売却収入というふうにあります、これは中電へ売却ということでしょうがこれの1kwはどのくらいの単価で売っているのか、それから3点目ですが25ページ養護老人ホーム入所措置費として200万ありますけれども、この措置費の中身というのは何であるのかお尋ねをしたいと思います。以上です。

○保健福祉課長

では13ページからお答えいたします。老人福祉費の補助金の下辰野地区介護予防整備事業費でございますが、改修につきましては750万円が限度でございます。以上でございます。次に太陽電気の売却収入でございますが、これは中部電力に売った電気の量によりまして単価が3段階になっております。小野介護予防センターにつきましては毎月300kwを超えておりますので、1kwあたり22円52銭となっております。続きまして25ページでございますが養護老人ホームの入所措置費でございますが、これは老人福祉法に基づきまして心身、環境、経済上の理由で自分の家で暮らせない65歳以上の方が入所する施設でございます。現在4施設に15の方が入所しておりますが、今回は入所者が増えたことによりまして不足分でございます。以上でございます。

○議長

よろしいですか。

○船木（8番）

はい。

○議長

他にございますか。

○宇治（5番）

2点お尋ねします。34ページの農林水産費の地籍補助事業費ですけれども、補正で500万なにがしかの減額になってますが、この補正項目が委託料を不用額としてこの背景とですね来年これは多分小野の最後の1区画が該当するかと思います、それへの影響と言いますか関連であればお尋ねしたいということが1点でございます。それから最後のページの給与明細書の49ページですけど、ここの退職手

当の調整の覧に新退職手当制度移行という項目がありますが、これは先の一般質問の折にご説明いただいた定年延長継続雇用制度、これのことを指すのか、そのことともし内容的にですねこの国の支給率というのが最高限度というのがどういうふうになるのか、いわゆる65歳の所が最高限度になるのか、逆に全体がならされていくのかそのへんがお分かりでしたらお願いしたいと思います。

○産業振興課長

34ページの関係でございます、地籍調査費の委託料の減額でございますがこれは測量費の入札差金によるものでございまして、来年度には影響はございません。

○総務課長

退職手当の関係でございますが、新退職手当制度移行に伴う部分算定でございますけれども、これは平成18年から新しい給料表を適用いたしまして給与の格付けが変わりました。それに伴いましてそれまで支給していた金額につきまして暫定措置として5年間継続するというふうなことで始まっているものでございまして、それに伴います算定方法を載せてございます。定額として載せてございます。それから退職手当の最高でございますが、35年勤続をしたということで59.28というふうに国で決まっております町もそれに基づいて支給をしているということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議 長

他にございますか。

○根橋（13番）

35ページの商工業誘致及び振興補助金1,395万増額補正ということですが、なんか具体的に企業がなんか決まってくるのでしょうか。

○産業振興課長

これは平成19年度に設備投資をしたものでございまして、商工業誘致振興補助金という形で今回は不足分を計上させていただきました。以上です。

○議 長

他にございますか。

○成瀬（7番）

29ページの04でありますけども1億7,000万円の補助金ですけど、この町立辰野総合病院高度医療補助金のこの内訳はどういった交付税で来るか教えていただきたい

いと思います。

○辰野病院事務長

内訳であります、議案の第11号の方にも若干絡んでおりますので私の方から答えさせて貰います。総務省に基づく繰出基準に基づく繰り出し、通常3月に繰り入れて貰ったものなんです、その繰入であります。細かい数字そのものはあれであります。積算については細かい数字がありますけども、救急医療、それから保健衛生に関する医療、経費、それから研究研修費、それから起債の元金のうちの病院では3分の2ということになっておりますけども、この3分の2の額それが一般会計で広域などの方に繰り入れなさいというそういう基準があるんですが、それに基づく追加分であります。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○成瀬（7番）

はい。

○議 長

他にございますか。

○岩 田（11番）

20ページでございますけれども、総務管理費の中に入ります18番の備品購入費、公用車ということでございます。よろしいですか。これは多分町長車のお話だと思っておりますけれども当然、前の車が古かったという形の中であれですけれども600という数字がちょっと内容が分かりません。多分ハイブリット車ですので燃費が良いという形で購入されたという、検討されたと思っておりますけれども議会の方で前質問が出たこともございまして町民感情の点もあり質問させていただきますが、本体価格が600数十万で他のオプションも含めると800万ぐらいになると思っておりますけれども、経理上どういう処理になっているのか。それとですね燃費が良いということで購入されてると思っておりますけれどもリッターどのくらい改善されてリッターどのくらい今走っておられるのか、財政の厳しい折そういうことを検討されていると思っておりますのでちょっと、説明願いたいと思っております。

○総務課長

一般管理費の備品購入費600万ということで公用車というふうに補正予算をお願

いたしました。これは地域活性化緊急安心実現総合対策事業ということでございまして、このメニューの中に交通分野の省エネ化に向け低公害車というふうになっておりまして、現在辰野町でも古い車が何台も持っているわけでありまして、当初教育委員会で購入いたしましたキャラバンの更新と、それから軽自動車の1台購入をしたいということで2台分計上さしていただきました。ハイブリット車を中心に現在購入を考えているところであります。なお町長車につきましてはリースで契約をしておりますので使用料の方から支払いをして更新をしたものでございます。以上でございます。

○岩田（11番）

そうしますと、この備品購入費の中に町長車は入っていないということですね。

○総務課長

町長車は入ってございません。

○岩田（11番）

じゃあその内訳を聞きたいんです。

○総務課長

600万の内訳ということでございますので、キャラバンに換わるハイブリット車につきましては450万、それからバンを軽に換えますので軽につきましては150万ということでお願いをしたいと思います。

○議 長

岩田議員に申し上げますけれど、1つの議案に対しては質問は2回までですのでお願いをいたします。質疑は2回までです。

○岩田（11番）

私は町長車の質問をしたわけです。

○議 長

この議案に載っているのは町長車じゃなくて今の600万の関係を今説明したとおりでありますので、町長車のあれはこれには今載ってないと思います。

○岩田（11番）

分かりました。

○議 長

他にございますか。

○山岸（12番）

41ページ42ページで扶助費の関係で準要保護の児童生徒の扶助費が載っているわけなんですけども、何人くらいこの間増えてきているのかその点をお願いします。

○教育次長

41ページの20の扶助費の関係ですが、予定が68人が82人ということで14人増えております。それと42ページの方の中学校の方の関係の扶助費の関係ですが、35人の予定が42人、7名の増というような人数になっております。

○議 長

よろしいですか。

○山岸（12番）

はい。

○議 長

他にございますか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号平成20年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（議場 意義なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。日程第2、議案第5号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

○山岸（12番）

これ説明の、初日の説明であったんですけども赤羽の加圧ポンプの用地の売却なんですけども、収益的収入と資本的収入両方に入っておって、収益的収入では利益相当分が193万4,000円とそれと資本的な収入はこれは購入価格であるということなんですけども、普通考えると土地の評価っていうのは年々ここ下がっていると思うんですけども、何か地目変更とか何か雑種地から宅地になったとかそういった事情があるんでしょうか。そこのところをお願いします。

○建設水道課長

お答えします。購入時は田んぼでありましたので、そちらの価格に見合う金額で買わせていただきました。売却につきましては県の方が不動産関係を入れて県の

提示価格で宅地見込み地で買っていただきましたので、差額が生じました。以上です。

○議長

他にございますか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第5号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。日程第3、議案第11号平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第14号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○宇治（5番）

9ページの総務費の中ですね、認定審査会共同設置負担金とありますけれども、この共同設置という意味合いをご説明いただきたいということと、次の項目の認定調査費の認定調査委員っていうのが現在何人おられるのか、ということでお願いします。

○保健福祉課長

認定審査会共同設置負担金っていうのは町とそれから支払基金との合同で審査するものでございます。認定調査委員は現在、臨時職員は5名、あと辰野町の保健福祉課の保健士7名が認定調査に関わっております。以上でございます。



○議 長

他にございますか。

○船木（8番）

13ページここに23に償還金、利子及び割引料というふうにありますけれども、この19年度介護給付の返還金という中身は額が多いんでどこどこに返還するのかという質問です。

○保健福祉課長

この償還金につきましては県と町は19年度で数字が確定しておりますが、国と支払基金は翌年度、いわゆる20年度で精算になります。まず国庫の方へ540万8,503円と支払基金の方へ813万7,548円を還付するものでございます。以上です。

○議 長

他にございますか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第15号城前橋改築工事委託に関する協定の変更についてを議題といたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第15号城前橋改築工事委託に関する協定の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第19号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。総務産業建設常任委員会における審査結果を、総務産業建設常任委員長矢ヶ崎紀男議員より報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長（矢ヶ崎）

本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第19号辰野町公の施設の指定管理者の指定について、去る11日担当課長、職員の同席を求め指定管理

者の指定について慎重に審査を行いました。以下の結果を報告します。

この議案は「辰野町食の健康拠点施設」「辰野町滞在型農園施設」「辰野町交流促進施設」を含む信州たつのふる里農村公園「グリーンビレッジ横川」における社団法人辰野町開発公社による指定管理が平成21年3月31日をもって終了することから、新たな指定管理者として「株式会社三和商会」を指定したいとするものです。委員会の審査では同社は諏訪市四賀に本社を置き、資本金2,000万円、主にビルメンテナンス、警備業務、給食業務等の受託業務を行っている会社であるとのことであります。信州たつのふる里農村公園の指定管理には3社の応募があり、選定委員会と町長委嘱の6人選定委員会が開かれ、提示した評価表11項目による評価項目により条件、経営状況、収支計画などを審査し同社を選考したとのことであります。選考理由としては同社は施設の公用を發揮でき経費の縮減が図られ、長期継続して経営が可能、地域と連帯して運営を行い民間の持つノウハウを活かし、集客活動にも活かした幅広い業務が期待でき、現在の職員も雇用する等であります。「委員からは宿泊施設の経営経験がない。」「指定管理に対する熱意が感じられない。」等の意見も出ましたが、新しい分野に積極的に進出し地域とも連携を図りながら事業展開を行おうとする姿勢を評価し、審査の結果全員一致で可決しました。議員全員の賛同で可決いただきますようお願いし、委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

○根橋（13番）

只今の委員長報告の中で今度の三和商会が経費の縮減が一番図られるという報告、審議内容報告あったんですけども、その具体的な内容をお聞きと言うか調べてみると一番やっぱり人件費っていうか、削減でそれは人数を7人程度少なくして運営するというふうになっているようですけど、現状の中で7人を削減してやっていけるかどうかそのへんについての委員会での審査状況なり、町の方の説明なりどんな状況だったかをお伺いしたいと思います。

○総務産業建設常任委員長（矢ヶ崎）

本来は国の方針でもありますとおりにやはりこういう何て言うんですか、施設というものは本来は行政がこういうものを運営するじゃなくて、なるべく指定管理制度の中で民間の発想をもってこういうものを経営していただきたいというのが、

今の形であろうと思います。その中で今ご指摘を受けました実際に今使ってあついで働いている人がいるわけでありませけれども、やはりこれから厳しいと言うか時代の中で企業も生きていかなきゃならない、例えば7人ぐらいあれしれも状況によっては減らすばかりではなくて、パートの雇用とかこれから事業展開が今以上にすばらしい形になっていくのであれば、逆に人数というものは今後雇用する人数そのものが増えるということも考えられると思います。以上でございます。

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより議案第19号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。日程第7、議案第20号調停において合意する件についてを議題といたします。総務産業建設常任委員会における審査結果を、総務産業建設常任委員長矢ヶ崎紀男議員より報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長(矢ヶ崎)

12月3日の本会議初日において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第20号「調停において合意する件」について、去る11日町長、担当課長他に出席を求め慎重に審査しました。なお法律の専門的な部分もあることから委員会審査に入る前に本調停に係わっています町の顧問弁護士の長谷川弁護士から法的な見解をお聞きし、慎重に審査をしました。以下審査結果について報告します。

この件につきましては、去る11月4日の全員協議会で町から説明を受け概要は理解しておりますので、経過については省略させていただき顧問弁護士の見解を踏まえた町の考え方について申し上げます。裁判となれば、次の理由により問題点が多いので不本意であるが本調停により300万円の解決金で合意したいとするものです。この300万円は全国町村会総合賠償補償保険から支払われることの内諾を受けてお

り、しかも調停であるので町には責任がない、原因や責任関係を判断せず早期解決を図るという意味での解決金として合意するというものであります。仮に裁判となった場合の問題点ですが、本件はJR東海が国家賠償法に基づく損害賠償請求をしてきており、水路の設置及び管理に瑕疵があった場合は町に損害賠償の責任があるというもので、この水路が通常備えるべき安全性を欠いていたかが裁判の争点となります。当日降った雨の量が50年に1度、100年に1度のもの凄い大雨量であれば水が氾濫したとしても、通常備えるべき安全性があったということになります。この列車事故で入った国交省の航空鉄道事故調査委員会の報告では最大時間雨量は23mm連続雨量167mmでアメダスの雨量データを基に判断すると時間雨量は2年に1度、連続雨量では5年に1度の雨量だとされています。雨量からすると町にも水路の管理を怠ったという不利な面もなきにしもあらず、あるいは何割かは町の責任というふうに認定されるかもしれないということです。裁判にはリスクがあります。しかし町内各箇所でも過去に例がないほど災害が多発している状況が考慮されていない報告資料には不満もあります。裁判となれば期間は5年から10年くらい掛かりしかも損害賠償額の他に利息が付きます。利息は平成16年から判決の出る時まで年5%で掛かります。事故による損害額3,500万円余の請求額ですから仮に10年だと1,750万円もの利子が掛かってしまいます。裁判に勝った場合でも弁護士費用が600万円ぐらいは掛かります。その弁護士費用は保険からは支払いされません。弁護士との質疑では「赤線、青線の管理は平成15年4月1日付けで国から移譲されて1年余りしか経っていないのに、これらの管理まで日常していくことは難しい。管理できなくても責任が及ぶのか。」との質問に「国家賠償法2条は所有しているだけでも、責任が及ぶ。」ということです。次に「自然災害であったことを証明することは大変か。」との質問に「2年に1度、5年に1度の雨量であったとしても鉄道事故調査報告書は非常に重みがあり、災害であったと大学の先生等、専門家に意見書を書いて貰うのに多額の費用を要する。」「調停で解決金となれば町には過失がなかったことになるのか。」との質問に「裁判官が町に責任ある形の文書は作らないと言っている。」とのことであります。保険については「町に過失がない場合でも保険が支払われるか。」との質問に弁護士が保険会社と交渉し支払うということを確認しております。「今後同様な状況の時、住民が町の土地から雨水などが流れてきて、崩れたからといって町を訴えた場合はどうなるか。」との質問に「今回は解決金名

目なので損害賠償金として支払っていないから、先例とはならない。」との見解でした。引き続きおこなった委員会での審査では、多くの委員から「本件については自然災害であり、むしろJR東海側の安全確認に過失があったとの認識でいるが、町からの説明のとおり裁判となればリスクもある上、問題が長引くことや費用も大きいことから不本意ではあるが、解決金で合意することが町民益となる。」との意見でした。一部の議員からは反対意見として「不可抗力による事故であり、JR東海側の過失である。調停と言えども裁判先例であり、今後他の自治体への影響がある。辰野町でも災害が起これば提訴され同様な事例が出てくる恐れがある。そんなことに対応できないし不当な要求を認めることになる。譲らないことが町民益である。」との意見がありました。裁決の結果賛成5名、反対1名で可決と決しました。議員全員の賛同により原案可決くださいますようお願いし、委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

○根橋（13番）

3点について委員長に質問したいと思います。全てこれは顧問弁護士が調停の席上でどのような反論と言いますか、主張をされたのかっていうことの確認ということでお願いしたいと思いますが、第1点は国の航空鉄道事故調査委員会の報告書の内容に関する部分で、今度の崩れた所の盛り土の材料についての記述がありそれは、この盛り土の材料が粘着力の小さいレキ混じり火山灰質シルトであったためにいわゆるパイピングが発生したことによって容易に盛り土が流出したという記述があります。このことについて顧問弁護士はどのように主張されていたのか確認されたかどうか。それから2点目は電車が90分遅れたわけですが、これについてはやはり報告書の中ではJR東海の災害時電車運転規則等取締細則というマニュアルがあるようではありますが、この結果的に90分遅れたにも関わらず安全点検をしなかったわけですが、そのことについて顧問弁護士はどのような主張をされたのか。3番目はこれは一般論ですが、一般的に自治体の責任、過失責任については裁判所は非常に厳格な解釈をしているという流れだというように聞いておまして、今回の事案は仮に訴訟になっても全面勝訴できるのではないかという説もあるわけですが、これについて顧問弁護士はどのような見解を持っておられたのか、以上3点について委員会での審査内容あるいは顧問弁護士の聞き取り調査の結果について

お伺いをいたします。

○総務産業建設常任委員長（矢ヶ崎）

今根橋議員の言われる点がそのとおりであろうとは思いますが、やはりこの委員長報告の中で全て述べてるようにこれが裁判という形になれば、例え勝ったとして1割ぐらいの責任は当然町に発生するわけでありまして。そうした時に5年あるいは10年という裁判の歳月を掛けることが、果たして町民益になるのかという点においてやはり早くこれは解決、調停という方法をもって早く解決することが町民益であろうと、そういう点において言い分はいろいろ議員からもここにも書いてありますとおりに非常に不満ではありますけれども、これを調停を呑んでいくとそういうことでございます。もちろん列車、国鉄にもその安全管理の面はあって辰野を出発する前に45分ぐらいですか前の駅で停車したわけでありましてけれども、本来は実際に鉄道の安全運行にJRの責任の中でそれを果たすことも当然であるというような見解でありました。以上であります。

○議長

よろしいですか。質疑を終結いたします。討論を行います。まず反対の討論の発言を求めます。

○根橋（13番）

それでは議案第20号の調停において合意する件につきまして、反対の立場から討論をしたいと思っております。これはまず結論から言えば現時点で調停に合意をするべきでないという立場から討論をしたいと思っております。理由について申し上げます。まず本件につきましては、調停申し立てから半年程度の段階で内容的にも実質的な話し合いが始まったばかりでの和解では町民のみなさんが一番関心を持っておられる責任問題、すなわち町や水利組合には過失責任はないのではないかという論点について、文書としては明示しないで解決金という形での決着は今後に禍根を残すことになりかねないことであることを思うわけでありまして。また調停協議では手続き上証拠調べは一切行われないうことになっているようであり、国の航空鉄道事故調査委員会の調査報告書の内容についての例えば、盛り土の材料が粘着力の小さいレキ混じり火山灰質シルトであったことや、顧問弁護士の意見である雨量は2年ないし5年に1度程度の雨量ではあったけれども、町全体では相当の被害が発生していたこと、電車が90分遅れたのにも関わらずJR東海が事前の安全点検を怠ったこと、当該

水路については町は国からの事故の1年半前に事務的に譲渡されたばかりであり、実質的な責任は国にあるのではないかと、現場は地質的に湧水が出る所であり排水対策が十分ではなかったことなどJR東海に大きな責任があると思われる論点について具体的に十分な検討がなされずに終結することは、JR東海、町、水利組合及び落石の所有者、個々の責任の有無並びに範囲が明らかにならないばかりか、今後の事故防止の観点からも問題であると考えます。今回の和解金は300万円ですが、その金額の根拠について調停委員である簡易裁判所の裁判官と顧問弁護士との間で一定のやりとりがあり、町の実質的な過失割合を斟酌した数字と聞いておりますけれども、その一方で全面勝訴も不可能とは言えないとの説もあり一般的に自治体の責任については、厳格に解釈するのが裁判所の判断と言われており今回結果として自らその責任を1割程度と言えども認めることは、今後災害が起きる度に住民などから町に対して頻繁に損害賠償請求が提訴される心配があります。また顧問弁護士も懸念されているように、JR東海は今後類似の災害による被害を被った際には今回の辰野町との和解を先例に株主への対応を口実として、言わば事務的に調停申し立てや損害賠償の訴えを起こすことが予測され、多くの自治体がそれへの対応を余儀なくされることが懸念されます。その意味でも今回の調停は慎重に対応し、もしJR東海が裁判に訴えるのであるならば他の市町村に支援を求めながら、第一審における全面勝訴を目指して全力で闘うべきと考えます。確かにいたずらに何が何でも最高裁まで争うことが賢明とは言えませんが、通常では裁判所から和解勧告がされることが多いと聞きますので、その時点で和解に応じていくことも遅くはないと考えます。確かに新たに弁護士費用など費用は掛かることにはなりますが、町民のみなさんに経過をキチンと説明をしていけば、大方の納得は得られるものと考えます。最後に11月4日の全員協議会における町の説明は極めて不十分な説明であり、顧問弁護士の説明で初めて理解できた点が多々ありました。町は訴訟についての適切な理解と今後町民に対する十分な説明責任を果たすことを要望し、以上からこの時点で調停和解には応じるべきでないとの立場から原案には反対をいたします。

○議長

次に賛成の討論の発言を求めます。

○宇治（5番）

私は賛成の立場で発言をいたします。この問題はJR東海が路線の所有権者より

も水利の所有権者が事故の責任者であるとして町に求めてきたもので、意図は明らかではあるが、本来判決を申し渡すべき裁判所が事故の状況と相互の立場を十分考慮して調停による決着という1つのルールを適用してはどうかというものであり、私はこれを無視すべきではないと考えます。その理由は1つは裁判所の示す300万円はJRの要求額の10%レベルであり、当初の6,000万円強に対しては5%レベル、すなわち90から95%という圧倒的部分がJRの安全運転危険予知行為の欠落を示唆しているということであり、次に仮に訴訟に負けるとその間の利息年5%を5年掛けて更に弁護士費用を足すということで私の計算では5,000万円近いものになるんじゃないかということであり、また仮に訴訟に勝ったとしても社会通年上から交通事故の例でお分かりのごとく、10%くらいの非は下されるだろうと考えますしそれに弁護士に対する成功報酬を加味すると、私の計算では500万円強の費用は確実に発生すると考えます。町に責任がないということを明文化できると顧問弁護士が明言していること、更には解決金については保険の適用で直接支払うことを保険会社とは合意できるとのことです。これらを総合的に判断して時間とコストと責任度合い、すなわち訴訟リスクに鑑みて解決金300万円で決着すべきであり、これを一つの先例よりも事例として今後に活かすことが賢明であると考えます。以上です。

○議長

ほかに討論はありませんか。討論を終結いたします。これより議案第20号、調停において合意する件についてを採決いたします。反対の意見がありましたので起立により採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 11人)

○議長

起立多数であります。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。日程第8請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に常任委員会へ付託となりました陳情について、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。始に介護労働者の処遇改善を求める陳情書、社会保険料に人头割はふさわしくない所得割重視の国保税(料)を求める陳情、社会保険料に人头割はふさわしくない介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情、介護保険制度の抜



本的改善を求める陳情書以上4件について、社会福祉教育常任委員会における審査結果を、社会福祉教育常任委員長山岸忠幸議員より報告を求めます。

○社会福祉教育常任委員長（山岸）

去る11日、委員会室において委員全員出席のもと当委員会に付託された陳情第14号介護労働者の処遇改善を求める陳情書、陳情第15号社会保険料に人头割はふさわしくない所得割重視の国保税（料）を求める陳情、陳情第16号社会保険料に人头割はふさわしくない介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情、陳情第17号介護保険制度の抜本的改善を求める陳情書、の陳情4件について審査を行いました。以下委員会の審内容に沿って報告いたします。陳情第14号介護労働者の処遇改善を求める陳情書、提出者長野県医療労働組合連合会、執行委員長渡辺一信氏、本陳情は1. 国は介護労働者の処遇改善について必要があると認め直ちに具体化を図ること、2. 介護報酬を大幅に引き上げること、の意見書を国に提出することを要望した陳情であります。委員からは陳情書に添付された介護福祉労働者の労働実態調査の報告書や新聞報道等を参考にした上で、このような賃金では一人暮らしの若者ならなんとか生活できるが家庭を持ってはやっていけない。同等な賃金であれば身体的に楽な職場を選択することなどが話され、またこうした状況から介護職を目指す若者が減少し団塊の世代の人たちが介護を受ける状況になった時を危惧することなど意見が出され、委員全員本陳情に賛成し意見書を提出すべきとして採択に決しました。

次に陳情第15号社会保険料に人头割はふさわしくない所得割重視の国保税（料）を求める陳情、提出者長野県社会保障推進協議会、代表委員、熊谷嘉隆、坂本隆久、鈴木信光、高村裕、松澤秀紀氏、本陳情は1. 応益割7・5・2割軽減に関する「応益割比率を45～55%」の条件を撤廃し、全ての市町村国保で「応益割7・5・2割軽減が実施できるようにすること、2. 市町村国保への国の負担割合を引き上げ、引き上げ分は普通財政調整交付金として平均所得の低い市町村に重点的に配分すること、の意見書を国に提出することを要望した陳情であります。委員会ではまず担当職員より、国保税の仕組みや辰野町の実情の説明を受けました。その中では現在の辰野町では応能割が62%、応益割が38%となっており応益割比率45～55%の条件を満たしていないため、6割4割軽減を実施していること。県内では47市町村が7・5・2割軽減で残りの34市町村が6・4割軽減であること。また平均所得では県平

均が 254 万円で辰野町では 256 万円であることなどの説明を受けました。委員からは「応益割比率45～55%という条件は応能割は所得変動があり不安定であるためではないか。」また「現在は高額所得者有利の状況ではないか。」等の意見がありましたが、本陳情で言っているように応益割比率を45～55%の条件を撤廃することにより、辰野町でも7・5・2割軽減が可能となり、低所得者の軽減がより図られること。また国の負担割合引き上げは当然のことであるとして、委員全員本陳情に賛成し意見書と提出すべきとして採択に決しました。

陳情第16号社会保険料に人头割はふさわしくない介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情、提出者長野県社会保障推進協議会、代表委員、熊谷嘉隆、坂本隆久、鈴木信光、高村裕、松澤秀紀氏、本陳情は1. 被保険者1人あたり定額保険料を基本とした所得段階別保険料から、所得比例中心の保険料に変更すること、2. 介護保険への国の負担割合を引き上げ、引き上げ分は普通財政調整交付金として平均所得の低い市町村に重点的に配布すること、の意見書を国に提出することを要望した陳情であります。委員会ではまず担当職員より、辰野町の介護保険料についての説明を受けました。その中では第1号被保険者は6,100人であり、保険料は現在6段階の設定で基準額は3,010円であること。また基準額の該当者が2,500人、0.5倍の人が570人、0.75倍の人が600人、1.25倍の人が1,870人、最高の1.5倍の人が630人ということでありました。また現在進められている第4期の介護計画ではより多段階にする方向であるとのことでありました。委員からは「段階別よりは所得比例の方が望ましく、国の負担割合の引き上げは当然である。」という意見が多数で委員全員本陳情に賛成し、意見書を提出すべきとして採択に決しました。

陳情第17号介護保険制度の抜本的改善を求める陳情書、提出者長野県社会保障推進協議会、代表委員、熊谷嘉隆、坂本隆久、鈴木信光、高村裕、松澤秀紀氏、本陳情は1. 利用者のサービス利用制限を取りやめ必要なサービスを保証すること、2. 介護労働者の処遇改善を図り介護の人材を確保すること、3. 介護報酬を引き上げること、4. 介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること、の意見書を国に提出することを要望した陳情であります。委員会では本陳情は陳情第14号と同一内容であり、賛同できるものであるとして委員全員本陳情に賛成し意見書を提出すべきとして採択に決しました。

以上陳情4件の委員会での審査結果を報告し別途意見書を提案いたしますので、

全議員の賛同をいただきますようお願いするものです。

なお委員会2日目、12日の日には「かたくりの里」「福寿苑」を視察し入所者の状況、介護職員の勤務状況、運営状況、施設の構造状況等を見てきました。また今後民間の介護施設等の視察も計画しています。以上委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論をおこないます。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決をいたします。始めに、介護労働者の処遇改善を求める陳情書を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に社会保険料に人头割はふさわしくない所得割重視の国保税(料)を求める陳情を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に社会保険料に人头割はふさわしくない介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に介護保険制度の抜本的改善を求める陳情書を採決いたします。本案に対する委員長報告は

採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。次に共済法制定を求める陳情書について、総務産業建設常任委員会における審査結果を、総務産業建設常任委員長矢ヶ崎紀男議員より報告を求めます。

○総務産業建設常任委員長(矢ヶ崎)

本定例会初日、総務産業建設常任委員会に付託されました陳情第18号共済法制定を求める陳情書採択を求める陳情について、去る11日委員全員出席のもと関係職員の説明を求め、慎重に審査を行いました。以下の結果を報告します。

ニセ共済から始まった流れが平成18年4月から保険業法の改正に伴い、人の死亡・疾病・障害等が発生した時にお金を払い、また偶然の事故によって生じた損害を補償することを約束して掛け金を受け取ることは原則、保険業法の適用対象となります。長野県内でも21団体が解散、制度内容の縮小、民間保険の斡旋を行っています。欧米でも保険と共済は法律的、制度的に共存しています。会員、構成員だけを対象として長年健全に運営してきた助け合いの自主共済は庶民の生活に欠かすことのできないものです。委員からも今まで法制化されていないこと自体が問題であり、ここに共済制度を「共済法」制度により守るべきだとの主旨には委員全員賛同し、採択と決しました。別紙意見書を提案いたしますので、議員全員の賛同により原案可決くださいますようお願いし委員長報告とします。

なお本日担当課長他、職員の同行のもと平出住宅団地を視察し、工事の進捗状況について視察を行いました。工事の進捗は天候にも恵まれ良好に推移していました。併せて報告といたします。以上総務産業建設常任委員長報告とします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論をおこないません。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決をいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。日程第9議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第1号、介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に発議第2号所得割重視の国保税(料)を求める意見書について、発議第3号介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書について、発議第4号介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号、発議第3号、発議第4号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。初めに、発議第2号所得割重視の国保税（料）を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。次に発議第3号介護保険料を所得比例中心に変更することを求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。次に発議第4号介護保険制度の抜本的改善を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。発議第5号共済法制定を求め意見書についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

（発議第5号 朗読）

○議 長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより共済法制定を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。日程第

10 議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業建設常任委員長、社会福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町長

12月の定例会閉会にあたり一言お礼とご挨拶を申し上げます。12月3日からの長丁場の定例12月議会でもございました。大変ご審議をいただき委員会でも審査を行っていただき、一般質問もいただきそして最終今日の日と全部案件をお認めいただきましたことをありがたく御礼を申し上げる次第であります。ここへ来て急に世界中が大きな景気下降修正ということになってまいりました。一つアメリカの方の大きなサブプライムという政策の、その政策自体も投機対象にしてしまったためにそれが崩れたことから発してるものでありまして、一つの政策が世界中を揺るがしてしまったということでもあります。言わば大きな、全て経済人為的ですが今回は最も明らかな人為的な顕著たるものでありまして、政策の失敗であろうと思います。このようなことでもありますので、早くまた浅くまた短期に底を打ってまた上向きになっていただければと願って止まないところであります。辰野町もあちらこちらの会社他、いろいろに影響されてくるだろうし、またリストラなども進むだろうと思います。知恵を使ってできるだけ辰野の影響が少ないようにお互いに情報を見張りながら、守っていかなきゃならないわけではありますが、限りがあるわけでもあります。まず国勢を期待を申し上げ、各国でもまた不況に対する対策が的確に適宜に適量やっただけのよう願ひ、また私どももそれに基づいて敏速に対応してかなきゃならないとこんなふうなことを考えているところであります。議員の各位におかれましても是非一つ情報をお互いに取り合いながら、良い知恵を出し合っていていただいて守り抜いていくことこそが今大事に与えられた辰野町の使命であろうとこんなふうに思い

ます。時に年末でもございます。どうかみなさん方にも身体他、留意されまして良い年を迎えられまた来年がんばっていただきますようお願い申し上げまして、今回定例会の終わりにあたってのお礼とご挨拶に代えさせていただきます。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして12月3日に開会いたしました、平成20年第6回辰野町議会定例会を閉会といたします。14日間にわたる長丁場大変ご苦労さまでした。

#### 10. 閉会の時期

12月16日 午後 15時 22分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番